

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	南国市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.nankoku.lg.jp/life/life_dtl.php?hdnKey=3575

執行機関名 南国市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南国市福祉医療費助成に関する条例(昭和四十九年条例第三十六号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの(乳幼児等)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年条例第四十五号)別表第1 第四の項 南国市福祉医療費助成に関する条例(昭和四十九年条例第三十六号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの(乳幼児等)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	南国市福祉医療費助成に関する条例(昭和四十九年条例第三十六号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第一条 この条例は、 <u>乳幼児等</u> 及び <u>重度心身障害者</u> (<u>重度心身障害児</u> を含む。以下同じ。)の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の <u>保健の向上</u> と <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南国市福祉医療費助成に関する条例(昭和四十九年条例第三十六号) 南国市福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和四十九年規則第二十号)